

議案第九十七号

港区児童相談所の設置に関する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区児童相談所の設置に関する条例

(設置)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条第一項の規定に基づき、児童相談所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第二条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
港区児童相談所	東京都港区南青山五丁目七番十一号	港区の区域

(委任)

第三条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(説 明)

児童相談所を設置するため、本案を提出いたします。